

第10期

第4回 鳥取市校区審議会 日程

日時 平成22年3月18日(木) 午後2時～
場所 鳥取市教育センター 2階第1研修室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 報告
第3回会議概要
- 4 議事録署名委員の選任
- 5 議 事
(1) 標準規模について
(2) 通学区域について
(3) 適正配置について
(4) その他
- 6 閉 会

第10期 第3回鳥取市校区審議会（概要）

1 日 時 平成21年12月11日（金）午前10時～正午

2 会 場 鳥取市役所第2庁舎5階第1会議室

3 出席者 岩崎副会長・太田委員・谷本委員・前田委員・有本委員・瀧田委員
渡辺委員・横山委員・藪根委員・藤井委員・加藤委員・澤アドバイザー
事務局：橋本次長・中宇地参事・神谷課長補佐・橋本主査（学校教育課）

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 副会長あいさつ
- (3) 報告
 - ・第2回会議概要（事務局報告）
- (4) 議事録署名委員の選任
瀧田・渡辺委員を選任
- (5) 議事
 - ・適正規模について
 - ・通学区域について
- (6) 閉会

5 会議の経過

(1) 報告について

第2回審議会で質問のあった「鳥取市の将来の公共交通のあり方」に関し、現在検討中の「鳥取市地域公共交通総合連携計画」（平成25年度策定予定）の内容について、事務局が報告した。

(2) 議事について

①標準規模について

小・中学校別に、主に教育効果や人間関係力、地域との関わりといった観点から議論された。その結果、鳥取市独自の基準を検討し、次回の審議会で決定することで合意された。

②通学区域について

通学距離・通学方法について、具体的な事例を基に議論が行われ、国の基準をベースに、次回の審議会で継続審議することで合意された。

③その他

- ・次回の審議会で、適正配置について審議することが岩崎副会長より提案された。
- ・「通学途中における事故の発生状況」に関し、その発生場所、原因等が分かる資料を次回の審議会に提示するよう委員より要望があった。

1. 標準規模について

(1) 小学校

- ① 国の標準は、12学級以上(1学年2学級)～18学級
- ② 学校規模による影響
 - 11学級以下は、クラス替えができない学年が生じる
 - 複式学級規模の問題
- ③ メリット・デメリット
 - ・学習面・生活面・学校運営面・PTA活動等
- ④ 市街地と郊外で基準を分けて考えるべきか

(2) 中学校

- ① 国の標準は、12学級以上(1学年4学級)～18学級
- ② 学校規模が、学習環境に与える影響。
 - 5学級以下は、クラス替えができない学年が生じている。
 - ・教科担任制、教員配置の問題。
 - ・教員間の意見交換や切磋琢磨、複眼的研究、相互協力
- ③ 社会性を育む環境の必要性
- ④ 部活動の選択
- ⑤ 教科指導や選択学習、小人数指導の課題

●学級数

●1学級あたりの児童・生徒数について

2. 通学区域について

○学校教育法施行令第5条第2項

市町村教育委員会は、小・中学校が2校以上ある場合に、学校を指定しなければならない。 →通学区域の設定(指定校区制)

○設定要素

①距離と時間

- ・国の規定では、小学校でおおむね4km、中学校でおおむね6km
- ・鳥取市の遠距離通学費補助の新制度(案)
 - 補助対象区域 小学校 おおむね3km 以上、中学校 おおむね5km 以上
- ・時間も併用し、定める必要性は。
- ・児童が疲労を感じない程度の距離

②安全性

- ・交通頻繁な道路、遮断機のない踏切、河川をまたぐ場合
- ・死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避ける
- ・悪天候時等の安全確保
- ・道路の幅員、歩道の状況
- ・見通しの悪い危険個所
- ・自転車通学のモラル等
- ・部活動などで下校が遅くなる場合の配慮

●通学距離の範囲

●通学時間の範囲

3. 適正配置について

(1) 基本的な指標

- ① 学級規模
- ② 学級人数
- ③ 通学距離・時間
- ④ 通学の安全性
- ⑤ 地域の特性
- ⑥ 地域コミュニティとの関係
- ⑦ 歴史的な経緯
- ⑧ 施設改修計画との整合

(2) 基本的な方法

① 通学区域の変更

- ・小学校区を分割し、区域を変更すること
- ・同一小学校から、別々の中学校へ進学すること
- ・自治会、公民館地区との不一致

② 学校の統廃合

③ 通学区域の弾力的運用

④ 小中一貫校

(3) 適正配置を検討する範囲

① 地元からの要望のある地域

② 小規模化の進行が著しく、教育環境の確保のため早急な対応が必要な地域

③ 市街地の小規模校が近接する場合

※学校の役割

- ① 子どもの学びの場 —義務教育施設として、学習の場としての機能
- ② 子どもの遊び場
- ③ 地域文化・スポーツの活動拠点 —施設の地域開放
- ④ 災害時の避難場所 —体育館・運動場